

熊本地震被災者支援助成事業の申請期限延長

熊本地震で一定以上の被害を受けた世帯は、各種支援を受けることができます。今回、支援の一部について、申請期限が延長されました。

各支援の詳しい内容は、町ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。

※新たな支援事業ではありません。すでに受給している場合は申請できませんので、ご注意ください。

▼ 被災者生活再建支援金



住まい再建支援事業 ▲

問 福祉課 生活再建支援室

☎ 289 - 1400

被災者生活再建支援金

支援名	概要	申請期限
基礎支援金	住家の罹災 ^{りさい} の程度に応じて支給 (最大 100 万円)	令和 3 年 5 月 13 日 受け付け終了
加算支援金	住まい再建方法に応じて支給(最大 200 万円) ※基礎支援金受給世帯のみ	令和 5 年 5 月 13 日 まで延長

住まい再建支援事業(県内に住まいを再建し、仮の住まいから移転する世帯が対象)

支援名	概要	申請期限
転居費用助成	再建先への転居費用として 10 万円支給	令和 5 年 3 月 31 日 まで延長
民間賃貸住宅 入居助成	再建先が民間賃貸住宅の場合、 入居費として 20 万円支給	
公営住宅 入居助成	再建先が公営住宅の場合、 入居費として 10 万円支給	
自宅再建 利子助成	自宅再建に伴う 住宅ローン利子の一部を助成	
リバースモーゲージ 利子助成	リバースモーゲージ型 融資利子の一部を助成	

子育て世帯移住定住促進補助金の申請受け付け開始

飯野・福田・津森地区で新築住宅を建築/購入し、転入/転居した子育て世帯に補助金を交付します。

この補助金の交付対象となる場合、【フラット 35】地域連携型を利用することで、借入金利の優遇措置を受けられる場合があります。

子育て世帯で、新居を構えることを考えている人や、町へ移住定住したい人にぜひお知らせください。

補助金額

50 万円 × 2 回

1 回目: 交付決定後

2 回目: 交付決定から 3 年以後

申請について

申請期間 住宅の所有権取得日(建物登記事項証明書に記載されている所有権取得日)から 6 カ月以内

申請方法 町ホームページに掲載している「申請の手引き」などをご確認の上、必要書類をそろえて申請してください。なお、令和 4 年度から申請条件に一部変更があります。

注意事項

- ・予算上限に達した場合、受け付けを終了します。
- ・【フラット 35】地域連携型は、審査の結果次第では利用できない場合があります。

問い合わせ

補助金に関すること

企画財政課 復興企画係 ☎ 286 - 3223

【フラット 35】に関すること

住宅金融支援機構 九州支店 地域連携グループ ☎ 092 - 233 - 1507

